

豚大腸菌性下痢症（K88ab・K88ac・K99・987P保有全菌体） （アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準の豚大腸菌性下痢症（K88ab・K88ac・K99・987P 保有全菌体）（アジュバント加）不活化ワクチンの3.4.3 及び3.4.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の一般試験法の毒性限度確認試験の規定を準用して試験を行うものとする。ただし、試験品の注射量は0.3mL とし、体重測定は、4 日目に行うものとする。